



米消費拡大ポスターコンクール
受賞おめでとう



金賞 東小5年
岡崎友那さん



金賞 西小1年
長澤夏希さん

板倉町総合農業振興協議会主催による「小学生米消費拡大ポスターコンクール」が行われました。

町内各小学校から多くの作品が出品され、金賞2点を含む14作品が入賞しました。

このコンクールは、美しい日本の豊かな文化を将来に継承し、いつまでも健康な生活を

を享受するため、米消費拡大をテーマとし次世代を担う町内の児童に改めてお米について関心を深めてもらおうと始められたものです。

入賞者は表のとおりです。

銅賞			銀賞			金賞	
西小3年	西小2年	南小5年	西小4年	南小2年	東小2年	北小2年	東小5年
加藤侍心	山崎海華	富田明日香	長澤月花	阿部結衣	永井大貴	岸本武龍	岡崎友那

問合せ 農政係
82-6137



住宅リフォーム支援事業
補助申請者 募集中

町内施工業者により住宅のリフォーム工事を行う町民の皆様、予算の範囲内において、工事に要した経費の一部を補助します。

補助金の額

対象工事費の10%（限度額10万円）

※町内の登録店舗で使える商品券での補助となります。

※予算額に達した時点で申請受け付けを終了します。

申請できるかた

○町内に居住し、住民基本台帳に記載されているかた

○世帯の中に町税などを滞納しているかたがないこと

○その他町からの住宅の改造などに係る補助金の交付を受けていないかた

対象となる住宅

○申請されるかたが居住している住宅

○店舗併用住宅の場合は、住宅部分のみ

※所有者が申請者と異なる場合は、所有者の同意が必要となります。

対象となる工事

次のすべての要件を満たしている工事

○対象となる住宅本体の維持および住環境の質の向上のために行う改修・増築などの工事であること

○対象工事費が20万円以上であること（消費税を抜いた額）

○令和2年3月末までに工事が完了し、工事代金の支払いができること

○板倉町内に本社または事業所などがある住宅関連事業者による施工であること

問合せ 商工観光係
82-6139



歳末たすけあい運動
申請の受付が始まります

「歳末たすけあい運動」は、町民の皆様から集められる募金により、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、配分金や日用品などをお配りし、みんなを支え合うあたたかい地域づくりを目的としています。

配分対象者（次の①および②の条件を満たしている世帯）
①板倉町内に6か月以上居住し、世帯全員が町民税非課税であること

②次の世帯条件のいずれかに該当する世帯
▼世帯全員が満70歳以上の高齢者のみの世帯
▼要介護3以上の認定を受けているかたのいる世帯

▼中学3年生以下の児童を養育しているひとり親（母子・父子）世帯（ただし、対象となる子の親が世帯主であること）

▼次の障害者手帳をお持ちのかたのいる世帯
身体障害者手帳1・2級
療育手帳A

精神保健福祉手帳1・2級
▼その他特別な事情により支援が必要な世帯

申請方法 以上の条件を満たしており、配分を希望するかたは、役場福祉課または老人福祉センター内の社会福祉協議会、地区民生委員へお問い合わせください。

「配分金受給申請書」をお渡しいたしますので記入のうえ、提出してください。

受付期間 11月1日（金）〜25日（月）（土日・祝日は除く）
午前9時〜午後5時

問合せ 社会福祉係
82-6133
82-3900
○社会福祉協議会



所得税等控除対象認定書
確定申告などで使う控除証明を発行

障害者控除認定書

介護保険要介護認定を受けているかたが、障害者に準じる状態と認定をされた場合は、障害者控除の対象になります。

該当者 障害者手帳を所持していない65歳以上の要介護認定者で、一定の要件に該当するかた

医療費控除確認書
寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要なかたに



介護慰労金
介護しているかたに支給します

介護慰労金は、本年10月1日を基準日として、次の①〜③の全てに該当する高齢者を、在宅で1年以上継続して介護しているかたに対して支給されます。

支給要件
①被介護者が町内在住で65歳以上であること
②介護保険制度の要介護度

ついでには、おむつ代が医療費控除の対象になります。

該当者 要介護認定者で、前年度の申告でおむつ代の医療費控除を受けたかた

※おむつ代の医療費控除を初めて受けるかたは、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

持参するもの
申請者の認め印
問合せ 介護高齢係
82-6135

4または5の状態が1年以上継続していること
③入院や介護保険制度のショートステイ（短期入所）などにより在宅を離れた期間が100日以内であること

支給額 12万円
申請期限 11月22日（金）
申込み・問合せ 介護高齢係
82-6135

【入札結果】 予定価格が250万円を超えるものを掲載。全ての入札結果および詳細は町ホームページに掲載しています。 問合せ 財政係 82-6126

執行日	件名	場所	予定価格（税抜） 設計金額（税抜）	最低制限価格（税抜）	落札金額（税抜）	落札率	落札者
9月19日（木）	防災・安全交付金事業 雷電橋外1橋 橋梁補修設計業務委託	板倉町地内	1,040万円	なし	370万円	35.6%	（株）アイ・ディー・エー
9月19日（木）	板倉町立東小学校駐車場拡張工事	海老瀬地内	1,566万円	1,096万円	1,470万円	93.9%	三郷建設工業（株）

板倉町プレミアム付商品券
申請は11月29日まで

購入対象者のうち、住民税非課税者のかたで、商品券の購入を希望され、引換券の申請手続をされていないかたは、お早めに申請してください。

なお、対象となるかたには、申請書を郵送してあります。申請書提出期限 11月29日（金）
提出方法 申請書に同封してある返信用封筒で返送、または商工観光係へ直接提出

商品券利用期限
令和2年3月31日（火）
商品券販売場所
板倉郵便局・大筒野郵便局・西谷田郵便局

○商品券は、500円券10枚の1セットが4,000円で購入できます。対象者一人につき、最大5セットまで購入できます。

○商品券は、4,000円単位で必要なときに、必要な分だけ分けて購入できます。

○使用可能店舗一覧は、商工観光係で配布しているほか町ホームページで確認できます。

○身体が不自由などの理由で買い物に行けないかたが、ご家族などに代わりに買い物に行ってもらったときにも商品券を使えます。

問合せ 商工観光係
82-6139